

第7期天童市障がい福祉計画・  
第3期天童市障がい児福祉計画

令和6年3月

天童市



## －目次－

第1章	第7期天童市障がい福祉計画・第3期天童市障がい児福祉計画の概要	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
第2章	前回計画の成果目標の進捗状況	
1	施設入所者の地域生活への移行	4
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	4
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	4
4	福祉施設から一般就労への移行	4
5	障がい児支援の提供体制の整備等	5
6	相談支援体制の充実・強化等	5
7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	6
第3章	令和8年度の成果目標の設定	
1	施設入所者の地域生活への移行	7
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
3	地域生活支援の充実	7
4	福祉施設から一般就労への移行等	8
5	障がい児支援の提供体制の整備等	9
6	相談支援体制の充実・強化等	10
7	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	10
第4章	障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）	
1	障がい福祉サービスの見込量	11
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	18
3	地域生活支援の充実	19
4	障がい児支援サービス等の見込量	20
5	相談支援体制の充実・強化等	22
6	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	23
7	発達障がい者等に対する支援	24
第5章	地域生活支援事業の見込量	
1	相談支援事業の見込量	25
2	コミュニケーション支援事業の見込量	27
3	日常生活用具給付等事業の見込量	27
4	移動支援事業の見込量	28
5	地域活動支援センター事業の見込量	29
6	その他の事業の見込量	30

## 第6章 計画の推進・評価

- 1 計画の推進体制.....31
- 2 計画の進行管理・評価.....31
- 3 市民への情報提供.....31

# 第1章 第7期天童市障がい福祉計画・第3期天童市障がい児福祉計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成29年12月に本市の障がい者福祉施策の方向性を示すため、「第3次天童市障がい者プラン」を策定し、「障がいのあるなしに関わらず、みんなが互いに支え合う あたたかな共生社会の実現」を目指し、障がい者の自立と社会参加を促進する事業を展開してきました。

また、令和3年3月に障がい福祉サービスなどの確保に関する実施計画である「第6期天童市障がい福祉計画・第2期天童市障がい児福祉計画」を策定し、計画達成に向け取組を進めてきました。

このたび、「第6期天童市障がい福祉計画・第2期天童市障がい児福祉計画」が令和5年度末で計画期間の終了を迎えるため、これまでの進捗状況等进行分析・評価した上で、障害福祉サービスなどの必要量を的確に見込むとともに国の定める基本指針に即して、令和6年度を初年度とする「第7期天童市障がい福祉計画・第3期天童市障がい児福祉計画」を策定するものです。

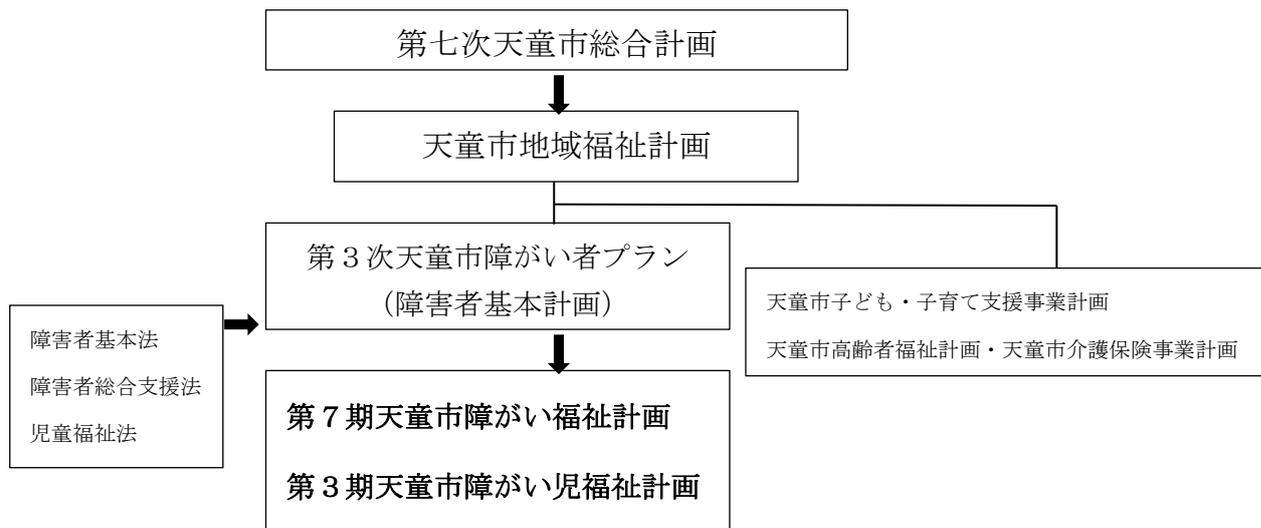
## 2 計画の位置付け

第7期天童市障がい福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する事項を定めるもので、「障害者基本計画」（障がい者プラン）の実施計画的な性格を有するものです。

また、第3期天童市障がい児福祉計画は、「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がいのある児童を対象とする障がい児通所支援事業等に関する事項を定めるものであり、「第7期天童市障がい福祉計画」と一体的に策定するものです。

この2つの計画は、本市の最上位計画である「第七次天童市総合計画」を始め、福祉分野の上位計画である「天童市地域福祉計画」や「天童市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「天童市子ども・子育て支援事業計画」などと整合を図りながら進める計画です。

【計画の位置付け】



3 計画の期間

本計画は、国の指針により3年を1期として策定することとされているため、第7期天童市障がい福祉計画・第3期天童市障がい児福祉計画は、令和6年度～令和8年度を計画期間として策定します。

なお、本計画の関連法・制度の改変、社会情勢、本市の状況などの変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
障害者基本計画	第3次障がい者プラン					第4次障がい者プラン		
障がい福祉計画	第5期	第6期		第7期			第8期	
障がい児福祉計画	第1期	第2期		第3期			第4期	

【参考】

1 天童市内の障がい者数（令和5年4月1日現在）

(1) 身体障がい者

単位：人

1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
715	253	360	707	321	188	2,544

(2) 知的障がい者

単位：人

区分	0～17歳	18歳以上	計
A	30	114	144
B	72	239	311
計	102	353	455

(3) 精神障がい者 単位：人

1級	2級	3級	計
59	159	122	340

2 障がい児の状況（令和5年4月1日現在）

(1) 認定こども園・保育所・幼稚園・放課後児童クラブ在籍で特別な支援を必要とする児童数

単位：人、施設

	認定こども園	保育所	幼稚園	放課後児童クラブ
在籍児数	747	1,046	289	1,379
対象児数	5	20	2	49
加配保育士数	4	22	2	5
施設数	9	14	3	30

資料：子育て支援課

(2) 特別支援学級・通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数

単位：人

	特別支援学級在籍者数	通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数	児童生徒数
小学校	184	414	3,127
中学校	52	340	1,640

資料：学校教育課

(3) 特別支援学校在籍児童生徒数

単位：人

	小学部	中学部	高等部	合計
児童生徒数	30	13	17	60

## 第2章 前回計画の成果目標の進捗状況

第6期天童市障がい福祉計画・第2期天童市障がい児福祉計画で設定した成果目標の進捗状況については次のとおりです。

### 1 施設入所者の地域生活への移行

第6期成果目標		第6期実績	
	目標数値	令和5年度末見込	達成状況
施設入所者数	61人	61人	達成
地域生活移行数	4人	0人	未達成

施設入所者数は令和元年度末時点での入所者数65人から、令和5年度末までに6.15%減の61人、地域生活へ移行する人を令和5年度末で4人とすることを目標としていました。地域生活移行者数は0人でしたが、施設入所者数は令和5年度末の見込で61人となっています。

### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、令和5年度にシステムの構築に向け関係者等で情報共有を図るため、意見交換会を開催しました。

### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

第6期成果目標		第6期実績	
	目標数値	令和5年度末見込	達成状況
地域生活支援拠点の整備	1か所	0か所	未達成
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	1回	0回	未達成

地域生活支援拠点の整備については、自立支援協議会等で検討を行い整備に向けた取組を進めています。

### 4 福祉施設から一般就労への移行

第6期成果目標		第6期実績	
	目標数値	令和5年度末見込	達成状況
一般就労移行者数	8人	5人	未達成
就労定着支援事業利用者(※)の割合	70.0%	100.0%	達成

一般就労移行者数は令和元年度の実績人数6人から1.33倍の8人とし、令和5年度の年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合を70%とすることを目標としていました。

(※)各年度の実績のうち、4月～9月に一般就労に移行した者を抜粋し、10月～翌年3月までの就労定着支援事業の利用状況で算出。

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

第6期成果目標		第6期実績	
	目標数値	令和5年度末見込	達成状況
児童発達支援センターの設置数	1か所	1か所	達成
保育所等訪問支援事業の実施	1か所	2か所	達成
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	0か所	未達成
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	0か所	未達成
医療的ケア児が必要な支援が受けられるための関係機関の協議の場の設置数	1か所	1か所	達成
医療的ケア児等コーディネーターの配置	2人	2人	達成

児童発達支援センターは、天童児童発達支援センターつばみが平成31年4月から設置されています。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援等の事業所は、市内にはまだ設置されていません。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、村山地域（圏域）で連絡会が設置されています。

市内障がい児相談支援事業所の相談支援専門員が医療的ケア児等コーディネーターとして活動しています。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

第6期成果目標		第6期実績	
	目標数値	令和5年度末見込	達成状況
基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	—	未整備	未達成

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制については、未整備となっています。

## 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築は未整備となっておりますが、県が実施する研修へ担当者が参加しています。

## 第3章 令和8年度の成果目標の設定

### 1 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針においては、「令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること」、「施設入所者を5%以上削減すること」を目標としています。

本市では、国・県の目標を踏まえ、令和4年度末時点での入所者数61人から、令和8年度までに地域生活へ移行する人を4人(6.56%)、令和8年度末時点の施設入所者数は57人(△6.56%)とします。

項目	数値	考え方
現在の施設入所者数(A)	61人	令和4年度末の施設入所者数
目標年度の施設入所者数(B)	57人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行数(C)	4人	令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末までにグループホーム等へ移行するものの数
地域生活移行率(C)/(A)	6.56%	
【目標値】 減少見込(A)－(B)	4人	差引減少見込み数
減少率((A)－(B))/(A)	6.56%	

### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国が定める基本指針に基づき、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

### 3 地域生活支援の充実

国の基本指針においては、障がい者の地域での生活を支援する拠点を、令和8年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを目標としています。

また、強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを目標としています。

市では地域における障がい者の生活を支援する機能（相談、体験の機会、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制作りなど）の集約を行う地域生活支援拠点等の体制を整備することを目指します。

項目	数値	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点の整備	令和9年3月	整備予定時期
【目標値】 地域生活支援拠点の人員やネットワークの整備	令和9年3月	整備予定時期
【目標値】 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	1回	令和8年度における回数
【目標値】 強度行動障がい者を有する障がい者に関する支援体制の整備	令和9年3月	整備予定時期

#### 4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針においては、一般就労に移行する目標を、令和3年度の実績の1.28倍以上としています。併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和3年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上及び概ね1.28倍以上としています。

また、就労定着支援事業の利用者を令和3年度の実績の1.41倍以上としています。

本市では、国・県の目標を踏まえ、令和8年度までに一般就労へ移行する人は6人(2倍)、令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を9人とします。

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数(A)	3人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数(B)	6人	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【増加率】(B)/(A)	200%	
現在の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数(C)	3人	就労移行支援事業利用者のうち、令和3年度において一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和8年度の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数(D)	4人	就労移行支援事業利用者のうち、令和8年度において一般就労に移行する者の数

【増加率】(D)/(C)	130%	
現在の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数(E)	0人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和3年度において一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和5年度の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数(F)	1人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和8年度において一般就労に移行する者の数
【増加率】(F)/(E)	-	
現在の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数(G)	0人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和3年度において一般就労に移行した者の数
【目標値】 令和5年度の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数(H)	1人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和8年度において一般就労に移行する者の数
【増加率】(H)/(G)	-	
現在の就労定着支援事業の年間利用者数(I)	6人	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数
令和8年度の就労定着支援事業の年間利用者数(J)	9人	令和8年度の就労定着支援事業の利用者数
【増加率】(J)/(I)	150%	

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

国が定める基本指針に基づき、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すことや、地域社会への参加・包容を推進するため、令和8年度における数値目標を設定します。

項目	数値	考え方
【目標値】 児童発達支援センターの設置数	1か所	令和8年度末までの設置状況
【目標値】 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制整備	令和9年3月	整備予定時期
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	令和8年度年度末までの整備状況

【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所	令和 8 年度年度末までの整備状況
【目標値】 医療的ケア児が必要な支援が受けられるための関係機関の協議の場の設置数	1 か所	令和 8 年度末までの設置状況
【目標値】 医療的ケア児等コーディネーターの配置	2 人	令和 8 年度末までの配置状況

## 6 相談支援体制の充実・強化等

国が定める基本指針に基づき、令和 8 年度末までに基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目標とします。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組むとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを目指します。

項目	数値	考え方
【目標値】 基幹相談支援センターの設置	1 か所	令和 8 年度末時点の設置数
地域づくりに向けた協議会の体制確保	令和 9 年 3 月	設置予定時期

## 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国が定める基本方針に基づき、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築を進めます。

## 第4章 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）

### 1 障がい福祉サービスの見込量

#### (1) 訪問系サービス

##### ア 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数 [人/月]	41	44	45	47	48	50
	利用時間 [時間/月]	524	520	540	580	600	640

※令和5年度の実績は見込値（以下同じ）

##### イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は知的又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で、常時介護が必要な人への自宅での家事や入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行うものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	利用者数 [人/月]	3	2	2	2	3	3
	利用時間 [時間/月]	212	124	130	130	200	200

##### ウ 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事などの介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	利用者数 [人/月]	6	7	8	8	8	9
	利用時間 [時間/月]	53	61	64	68	73	77

#### エ 行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護のほか、行動する際に必要な援助を行うものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	利用者数 [人/月]	2	5	5	5	6	6
	利用時間 [時間/月]	4	13	13	14	15	15

#### オ 重度障がい者等包括支援

重度の障がい者などに対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供するものです。

利用実績が無く、また市内や近隣に提供可能な事業所が無い場合、見込量を設定しませんが、利用希望のニーズに合わせて検討していきます。

#### 【見込量確保のための方策】

- ① 相談支援の充実によるサービス利用者の増加のほか、施設や病院からの地域移行の促進による在宅サービスの増加に対応できるよう、事業者の参入を促進します。
- ② 施設や病院から地域生活への移行を推進していく上で、今後、訪問系サービスの果たす役割は、ますます大きくなることが予想されます。障がいのある方が、住み慣れた地域で日常生活を安心して送れるよう、相談支援事業所などの関係機関や家族と連携し、ニーズの把握に努め、福祉サービスの利用支援を図り、必要なサービス量の確保に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

### ア 生活介護

障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数 [人/月]	134	133	134	135	137	138
	うち、重度 障がい者	-	-	-	42	43	43
	利用時間 [人日/月]	2,561	2,504	2,556	2,610	2,655	2,721

### イ 自立訓練（機能訓練）

身体に障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がいのある人の自宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活などに関する相談及び助言などの支援を行うものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 [人/月]	0	0	0	1	1	1
	利用時間 [人日/月]	0	0	0	12	12	12

### ウ 自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談及び助言などの支援を行うものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 [人/月]	2	5	6	6	7	8
	利用時間 [人日/月]	35	93	96	96	112	128

エ 就労選択支援（令和7年10月からの事業）

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行うものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	利用者数 [人/月]	-	-	-	-	2	2
	利用時間 [人日/月]	-	-	-	-	34	34

オ 就労移行支援

一般就労などを希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	利用者数 [人/月]	18	12	8	8	10	10
	利用時間 [人日/月]	306	210	136	136	170	170

カ 就労継続支援A型（雇用型）

企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援A型 (雇用型)	利用者数 [人/月]	30	33	34	37	39	43
	利用時間 [人日/月]	585	664	687	756	802	894

キ 就労継続支援B型（非雇用型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援B型 (非雇用型)	利用者数 [人/月]	81	89	94	99	104	109
	利用時間 [人日/月]	1,430	1,535	1,598	1,683	1,768	1,853

ク 就労定着支援

就労に向けた支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対し、就労の継続を図るために、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行うものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	利用者数 [人/月]	5	6	8	9	10	10

【見込量確保のための方策】

- ① 生活介護については、身体障がいのある人、知的障がいのある人のニーズが高く、継続的な利用を希望する傾向がみられるため、今後の利用者の増加に備え、幅広い事業者の参入を促進します。
- ② ハローワークなど関係機関と連携し、障がい者の雇用に関する制度や施策の周知を図るほか、障がいのある人の就労の実現のため、就労継続支援事業所等の参入を促進します。
- ③ 関係機関と連携し、障がい者の雇用促進、就職後の職場への定着を支援します。

### (3) 居住系サービス

#### ア 自立生活援助

施設入所支援又は共同生活援助（グループホーム）を利用していた障がい者に対して、居宅における自立した生活を営む上での様々な問題について、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や、随時通報を受けて相談に応じ、必要な情報提供や助言などの援助を行うものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	1	1

#### イ 共同生活援助(グループホーム)

障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	利用者数 [人/月]	47	47	48	49	51	52
	うち、重度障がい者	-	-	-	7	8	8

#### ウ 施設入所支援

施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ及び食事などの介護、生活などに関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行うものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用者数 [人/月]	65	64	61	60	59	57

#### エ 療養介護

医療的ケアを必要とする障がいのある人の内、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護の内、医療に関わるものを療養介護医療として提供するものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数 [人/月]	8	9	8	8	8	8

オ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事のほか必要な支援を行うものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	利用者数 [人/月]	14	16	18	20	20	22
	うち、重度 障がい者	-	-	-	3	4	4
	利用時間 [人日/月]	107	124	114	128	128	156

【見込量確保のための方策】

- ① 施設から地域生活へという考え方が進む中、共同生活援助(グループホーム)の必要性がより高まることから、国や県の施設整備補助制度を活用し、施設整備を支援します。
- ② 計画相談支援を通じて、利用者の意向を把握しながら、一人ひとりのニーズに応じたサービスを利用できるように努めます。

(4) 相談支援系サービス

ア 計画相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス事業者などとの連絡調整などの支援を行うものです。

イ 地域移行支援

入所施設や精神科病院などからの退所・退院に当たって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院などにおける地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。

## ウ 地域定着支援

入所施設や精神科病院などから退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者などに対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数 [人/月]	83	84	86	87	89	90
地域移行支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数 [人/月]	5	4	4	5	5	5

### 【見込量確保のための方策】

- ① 障がい者が望むサービスが安定的に提供されるよう、相談支援事業所の活動支援や新規開設を支援し、地域生活への移行が円滑に進むよう努めます。

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### (1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場を構築し、目標設定及び評価を実施するものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	回	0	0	0	0	0	1
参加者数	人	0	0	0	0	0	11
	保健	人	0	0	0	0	1
	医療(精神科)	人	0	0	0	0	1
	医療(精神科以外)	人	0	0	0	0	3
	福祉	人	0	0	0	0	3

介護	人	0	0	0	0	0	1
当事者	人	0	0	0	0	0	1
家族	人	0	0	0	0	0	1
その他	人	0	0	0	0	0	0
目標設定及び 評価の実施	回	0	0	0	0	0	1

## (2) 精神障がい者のサービス利用見込量

精神障がい者の自立生活援助、共同生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練（生活訓練）の利用者数。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数 [人/月]	0	0	0	0	1	1
共同生活援助	利用者数 [人/月]	14	15	15	16	16	17
地域移行支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数 [人/月]	4	2	2	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 [人/月]	-	-	-	5	6	7

### 【見込量確保のための方策】

- ① 精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労、地域の助け合い、教育が包括的に確立された地域包括ケアシステムの構築を目指します。
- ② 関係機関が連携し保健・医療サービスの情報提供や、必要な障害福祉サービスの利用を通じて地域移行支援を進めます。

## 3 地域生活支援の充実

各年度における地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討を実施するものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	人	-	-	-	1	1	1
各年度における地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回	0	0	0	0	0	1

### 【見込量確保のための方策】

- ① 障がい児者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応や、体験の機会や専門的人材の確保）を確保する必要があり、その取組を行います。

## 4 障がい児支援サービス等の見込量

### ア 児童発達支援

障がいのある未就学児に対して、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行うものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数 [人/月]	66	73	77	75	75	73
	利用時間 [人日/月]	459	466	539	525	525	511

### イ 放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童・生徒に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や地域社会との交流促進などを行うものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイサービス	利用者数 [人/月]	183	208	225	230	235	235
	利用時間 [人日/月]	2,507	2,662	3,037	3,105	3,172	3,172

ウ 保育所等訪問支援

保育所などを利用中の障がい児に対して、施設を支援員が訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援などを行うものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等 訪問支援	利用者数 [人/月]	1	3	3	4	4	5
	利用時間 [人日/月]	1	4	4	6	6	7

エ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいなどにより外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して、発達支援を行うものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	1	1	1
	利用時間 [人日/月]	0	0	0	2	3	4

オ 障がい児相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス事業者などとの連絡調整などの支援を行うものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児 相談支援	利用者数 [人/月]	71	85	90	93	95	95

カ 医療的ケア児等コーディネーターの配置

人工呼吸器を装着しているなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や、重症心身障がい児など（医療的ケア児）が、地域で安心して暮らすことを支えるため、医療的ケア児に対する支援を総合調整する職員を配置するものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	2	2	2	2	2

### 【見込量確保のための方策】

- ① 一人ひとりの特性に合わせた療育を受けられる場、保護者の悩みや不安の相談の場として、相談支援や児童発達支援、放課後等デイサービスの利用を促進します。
- ② 計画相談支援を通じて、利用者の意向を把握しながら、一人ひとりのニーズに応じたサービスを利用できるように努めます。

## 5 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	回	0	0	0	0	0	1
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	回	0	0	0	0	0	1
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	0	0	0	0	0	1
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	-	-	-	0	0	1

基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人	-	-	-	0	0	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数・参加事業者、機関数	回	-	-	-	0	0	1
	者	-	-	-	0	0	8
協議会の専門部会の設置数・実施回数	部会	-	-	-	1	1	1
	回	-	-	-	5	5	5

### 【見込量確保のための方策】

- ① 地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターの設置を目指します。

## 6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築するものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	人	6	5	6	6	7	7
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	回	0	0	0	1	1	1

### 【見込量確保のための方策】

- ① 県や専門機関が主催する研修会に積極的に参加し、利用者や市内相談支援事業所に適切な情報を提供するよう努めます。
- ② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、結果について相談支援事業所等と適宜共有する機会を設けます。

## 7 発達障がい者等に対する支援

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数・実施者数	受講者数	0	0	0	0	10	10
	実施者数 (※)	-	-	-	0	1	1

※実施者数は、保育士、保健師、福祉事務所等の支援者の中で、市町村でトレーニングを実施する際に、指導ができる者の人数

### 【見込量確保のための方策】

- ① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施に向け関係機関等と連携を図りながら取組を進めます。

## 第5章 地域生活支援事業の見込量

障がい者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な福祉サービスの提供を行います。

### 1 相談支援事業の見込量

障がい者や保護者、介護者からの相談に応じ、生活に必要な情報の提供や助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援などを行います。また、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整など、障がい者などの権利擁護のために必要な支援を行います。

さらに、地域の障がい福祉に関する中核的な役割を果たす協議の場として、自立支援協議会を設置します。

#### (1) 自立支援協議会

地域の障がい福祉に関する支援体制の組織づくりについて、中核的な役割を果たすとともに、課題の検討及び福祉計画などの策定に関し、専門的な立場から検証を行うものです。

#### (2) 専門部会

自立支援協議会の下部組織として位置付けられるもので、関係機関やサービス事業所などの実務担当者が参加し、情報やニーズ、解決方法や課題となったことの共有を行うものです。

#### (3) 基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、地域の実情に応じて総合的な相談業務などを行うものです。

#### (4) 特定相談支援事業所

障がい者の相談業務に従事するとともに、障がい福祉サービス利用のための計画を作成するものです。

#### (5) 障がい者相談支援事業

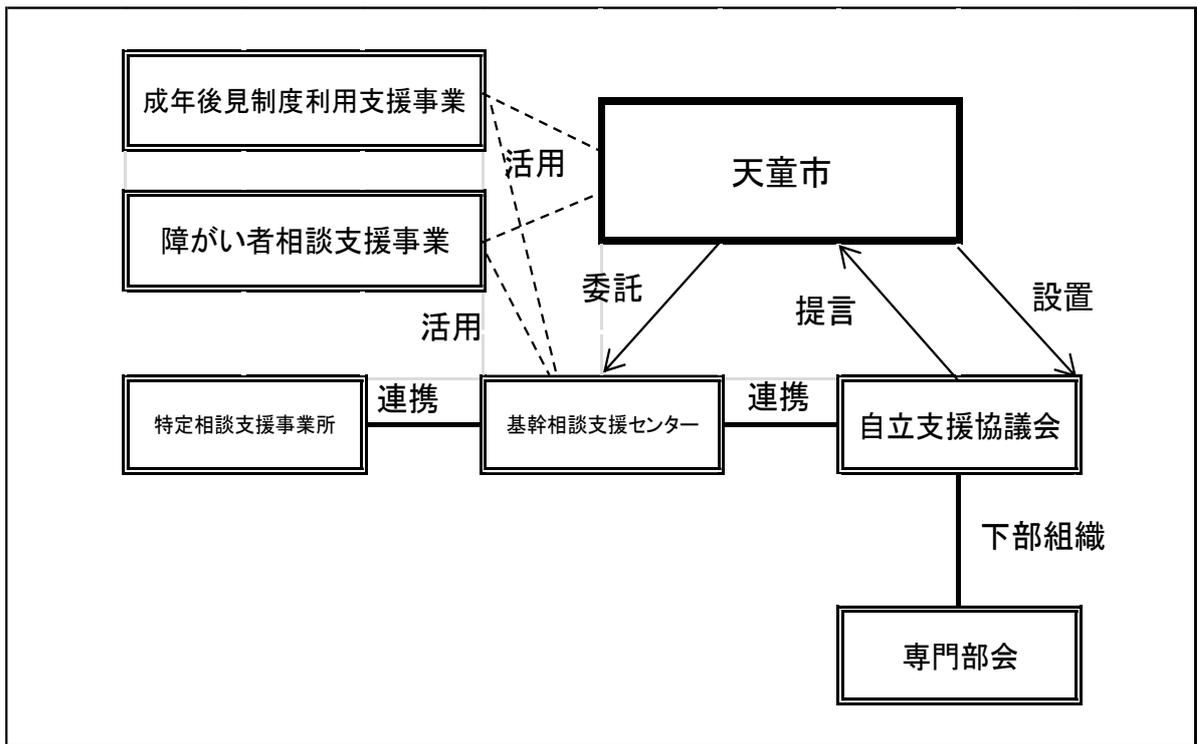
相談支援事業所が、一般相談及び単身障がい者又は家族のみでは支援が困難な障がい者の相談支援を行うものです。

#### (6) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な単身障がい者や家族があっても支援が受けられない障がい者に対し、適切な福祉サービスの提供などを行うため、法的な支援制度を利用できるようにするものです。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立支援協議会	設置数	1	1	1	1	1	1
専門部会	設置数	1	1	1	1	1	2
基幹相談支援センター	設置数	0	0	0	0	0	1
特定相談支援事業所	指定数	3	3	3	3	3	3
障がい者相談支援事業 (一般・個別困難ケース)	委託 事業所数	5	5	4	4	4	4
成年後見制度 利用支援事業	利用 人数	0	1	0	1	1	1

\* 令和5年度の実績は見込値（以下同じ）



### 【見込量確保のための方策】

- ① 障がい者数の増加が見込まれることから、障がい者相談支援事業所の参入を促進し、困難ケースへの対応や権利擁護などの総合的な相談支援事業を実施します。

## 2 コミュニケーション支援事業の見込量

聴覚、言語機能、音声機能障がいなどのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の派遣を行います。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者設置	設置者数	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員派遣	年間派遣延べ人数	106	121	100	115	120	125
要約筆記奉仕員派遣	年間派遣延べ人数	0	4	0	5	5	5

### 【見込量確保のための方策】

- ① 手話教室の実施を継続し、手話技術の普及や手話奉仕員の養成により、聴覚に障がいのある人への理解を深めます。
- ② 天童市コミュニケーション支援事業について、市ホームページなどによる周知に努め、利用促進を図ります。

## 3 日常生活用具給付等事業の見込量

重度障がい者などに対して、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付することなどにより、日常生活の利便性の向上を図ります。

### (1) 排泄管理支援用具

ストマ用装具などの障がい者（児）の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

### (2) 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの障がい者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

### (3) 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの障がい者（児）の在宅療養などを支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

### (4) 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭などの障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

もの。

(5) 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなどの障がい者（児）の身体介護を支援する用具や、障がい児訓練等用いすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。

(6) 居宅生活動作補助用具

段差の解消やスロープの取り付けなどの住宅改修を行い、在宅生活を円滑に送ることに実用性のあるもの。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
排泄管理 支援用具	年間 給付件数	1,599	1,559	1,600	1,620	1,640	1,660
自立生活 支援用具	年間 給付件数	8	3	5	10	10	10
在宅療養等 支援用具	年間 給付件数	10	2	10	10	10	10
情報・意思疎通 支援用具	年間 給付件数	21	17	13	15	15	15
介護・訓練 支援用具	年間 給付件数	3	1	3	3	3	3
居宅生活動作 補助用具	年間 給付件数	1	0	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- ① 市ホームページなどを通じて、事業の周知を図り、日常生活用具に関する情報提供を行います。
- ② 障がいのある人が生活の質の向上を図ることができるよう、障がいの特性に合わせた適切な用具の給付を行います。

4 移動支援事業の見込量

屋外での移動が困難な障がい者のために、外出のための支援を行うことにより、地域での日常生活及び社会参加を促進します。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援 事業	年間 利用者数	113	116	100	105	110	115

**【見込量確保のための方策】**

- ① 地域における日常活動や余暇活動など、社会参加の促進のため外出できるよう事業の充実を図ります。

**5 地域活動支援センター事業の見込量**

創作的・生産的活動や社会との交流を増やす活動を行う場所として、障がいのある人の地域生活を支援します。

サービス名	単位	第6期実績			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター (基礎的事業)	事業 所数	2	2	2	2	2	2
地域活動支援センター (機能強化事業)	事業 所数	1	1	1	1	1	1

**【見込量確保のための方策】**

- ① 社会福祉法人などが実施する地域活動支援センター事業が、円滑に行われるよう支援します。

## 6 その他の事業の見込量

事業名	第6期実績			第7期計画			事業の内容	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
(1) 福祉ホーム事業 (年間利用者数)	0	0	0	0	0	0	住宅を求めている障がい者に対し、低額な料金で、居住を提供するものです。	
(2) 訪問入浴サービス事業 (年間利用者数)	2	2	2	1	1	1	自宅での入浴が困難である重度の障がい者に対し、訪問して入浴サービスを行うものです。	
(3) 生活訓練等事業 (年間利用延べ人数)	24	24	24	24	24	24	障がいのある人に社会復帰を支援するための日常生活上必要な訓練の場を提供するものです。	
(4) 日中一時支援事業 (年間利用延べ人数)	2	2	2	2	2	2	障がいのある人に日中の活動の場を提供し、一時的な見守り支援を行うものです。	
その他の事業  社会参加型促進事業	ア スポーツ・レクリエーション・教室開催等事業 (年間利用者数)	74	60	80	90	90	90	スポーツ教室などにおける交流を通じ、社会参加の促進を図るものです。
	イ 点字・声の広報等発行事業(点訳広報・音訳広報) (年間回数)	36	36	36	36	36	36	視覚障がいのある人に広報などの点訳・音訳を発行するものです。
	ウ 手話奉仕員養成・研修事業 (年間登録者数)	32	32	42	40	35	35	手話教室などを開催し、手話による意思疎通を図ることができる手話奉仕員を養成するものです。
	エ 自動車運転免許取得・改造助成事業 (年間利用件数)	2	3	0	1	1	1	身体に障がいがある人の運転免許取得及び自動車改造に要する費用の一部を助成するものです。
	オ 社会参加促進事業 (年間利用者数)	941	969	980	990	1,000	1,010	福祉タクシーやリフト付タクシー券、福祉給油券を利用することにより障がいのある人が積極的に社会参加できるように費用の一部を助成するものです。
	カ 特別支援学校送迎支援事業 (年間利用件数)	1,209	1,214	1,200	1,250	1,300	1,350	特別支援学校に在籍する児童を特別支援学校に送迎することで、常時介護を行っている家族への就労支援及び一時的な休息を図るものです。

## 第6章 計画の推進・評価

### 1 計画の推進体制

障がい者福祉施策は、福祉・保健・医療など広範囲な分野にわたることから、本計画を推進するに当たり、市を中心として、障がい者本人や障がい者団体、社会福祉法人、相談支援及びサービス事業者、NPO法人などの関係機関・団体など、地域住民との連携・協働を図りながら、計画の推進に取り組んでいきます。

### 2 計画の進行管理・評価

本計画を着実に推進するため、庁内関係部課や関係機関・団体と連携を図りながら計画の進捗状況を把握し、数値目標の達成に向けて計画を推進していきます。

なお、計画の進捗状況については、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)のPDCAサイクルを活用し、天童市障がい者自立支援協議会を中心に分析・評価を行い、必要があると認めるときは、本計画を見直すこととします。

### 3 市民への情報提供

本計画については、ホームページや市報への掲載などにより、市民へ周知し計画内容の周知を図ります。



第7期天童市障がい福祉計画・  
第3期天童市障がい児福祉計画

令和6年3月

発行／天童市（健康福祉部社会福祉課）

〒994-8510

山形県天童市老野森一丁目1番1号

TEL 023-654-1111

FAX 023-654-2482